県有施設における公共用EV充電設備導入モデル事業に関する協定書

福井県(以下、「甲」という)と〇〇〇〇(以下、「乙」という)は、相互の連携により、 県有施設における公共用EV充電設備(以下、「充電設備」という)の導入を進めることと し、次のとおり、県有施設における公共用EV充電設備導入モデル事業に関する協定書(以 下、「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、県有施設における充電インフラの整備を通じて、当該施設における利便性の向上を図るとともに、充電インフラの稼働率や決済方法等の検証を通じて、県内における充電インフラの充実及びEVの普及促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、互いに連携・協力し、誠実にこれを履行しなければならない。

(甲及び乙の主たる役割)

第3条 甲は、県有施設において充電設備の設置場所を確保するものとし、乙は当該場所に充電 設備を設置・運用するものとする。

(実施期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、令和16年3月31日以降、乙が行う充電設備の撤去及び原状回復が完了する日までとする。なお、原状回復の範囲等については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 2 前項の期間については、甲乙協議の上、延長することができる。

(事業費用)

- 第5条 充電設備の設置および運用に関する費用(モデル事業終了時における撤去を含む)は、 すべて乙の負担とし、甲は一切費用を負担しない。
- 2 前項の事業費用については、充電設備の設置および運用に通常必要な備品等の調達について も同様とする。

(関係法令等の遵守)

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、関係法令のほか、公募時の仕様書及び乙が甲に提出した 企画提案書等の内容を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

- 第7条 乙は、業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。
- 2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキリュティの確保)

- 第8条 乙は、業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、 情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知 り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- 2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

- 第9条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(覚書)

第10条 甲及び乙は、本協定に定めのない詳細事項等について定めるため、別途覚書を取り交わすことができるものとする。

(協定の変更及び解除)

第11条 甲又は乙が本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定を変更又は解除することができる。

(協議事項)

第12条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙 誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年○月○日

甲 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県知事 杉本 達治

乙 ○○○株式会社○○○○代表取締役 ○○○○